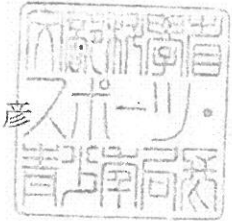




23文科ス第196号
平成23年5月27日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 小野 清子 殿

文部科学省スポーツ・青少年局長
布村 幸彦



独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令等の改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第149号）」及び「独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（平成23年文部科学省令第20号）」が施行されました。

概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1. 改正の内容

- (1) 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に起因するやむを得ない理由により、5月31日までに災害共済給付に係る共済掛金を支払うことができない学校の設置者があるときは、その理由がやんだ日から2ヵ月以内に限り、共済掛金の支払期限を延長することができることとしたこと。
- (2) (1) の支払期限の延長がなされた学校の設置者については、災害共済給付契約の契約締結期限は、延長された支払期限と同日とすることとしたこと。

2. 留意事項

東日本大震災に起因するやむを得ない理由としては、例えば以下が考えられる。

- ① 東日本大震災により授業の開始が遅れた等の事情により5月1日に在籍する児童生徒等の把握や保護者の同意の確認が遅れたこと
- ② 東日本大震災により授業の開始が遅れた等の事情により共済掛金の保護者負担分の支払が遅れたこと

- ③ 予想以上の避難児童生徒等の受入により共済掛金の設置者負担分の予算計上が5月31日に間に合わなかったこと

3. 施行期日

本政省令は、公布の日から施行したこと。

	改正後	改正前
<p>附則 （東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等） 第一条の二 センターは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の二の規定により延長された支払期限」とする。</p> <p>（保育所の災害共済給付） 第五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法附則第八条第一項に規定する保育所の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章（第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。）、第十九条及び附則第一条の二の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。）」とあるのは「附則第五条第四項第二号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第三号の文部科学大臣が定める場合を含む。次号において同じ。）」と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第二号」と、同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校（法第十八条に規定する義務教育諸学</p>	<p>（新設）</p> <p>（保育所の災害共済給付） 第五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法附則第八条第一項に規定する保育所の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章（第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。）及び第十九条の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。）」とあるのは「附則第五条第四項第二号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第三号の文部科学大臣が定める場合を含む。次号において同じ。）」と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第二号」と、同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校（法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同</p>	

4
(略)

校をいう。以下同じ。)の児童及び生徒(以下「要保護児童生徒」という。)-とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第五条第一項第一号、第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所の管理下」と、第十九条第一項中「教育委員会」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

4
(略)

じ。)の児童及び生徒(以下「要保護児童生徒」という。)-とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第五条第一項第一号、第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所の管理下」と、第十九条第一項中「教育委員会」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）</p> <p>第一条の二 令附則第一条の二の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、第二十七条の規定にかかわらず、令附則第一条の二の規定により延長された支払期限とする。</p> <p>（保育所の災害共済給付）</p> <p>第六条 法附則第八条第一項に規定する保育所の災害共済給付については、第十七条第二項、第十九条から第二十五条まで、第二十六条第一号及び第二号、第二十七条、第二十八条並びに附則第一条の二の規定を準用する。</p> <p>（日本体育・学校健康センター法施行規則等の廃止）</p> <p>第六条の二 次に掲げる省令は、廃止する。</p> <p>一 日本体育・学校健康センター法施行規則（昭和六十一年文部省令第二号）</p> <p>二 日本体育・学校健康センターの財務及び会計に関する省令（昭和六十一年文部省令第三号）</p> <p>三 日本体育・学校健康センターの業務方法書に記載すべき事項を定める省令（昭和六十一年文部省令第四号）</p>	<p>（新設）</p> <p>（保育所の災害共済給付）</p> <p>第六条 法附則第八条第一項に規定する保育所の災害共済給付については、第十七条第二項、第十九条から第二十五条まで、第二十六条第一号及び第二号、第二十七条並びに第二十八条の規定を準用する。</p> <p>（日本体育・学校健康センター法施行規則等の廃止）</p> <p>第六条 次に掲げる省令は、廃止する。</p> <p>一 日本体育・学校健康センター法施行規則（昭和六十一年文部省令第二号）</p> <p>二 日本体育・学校健康センターの財務及び会計に関する省令（昭和六十一年文部省令第三号）</p> <p>三 日本体育・学校健康センターの業務方法書に記載すべき事項を定める省令（昭和六十一年文部省令第四号）</p>